

京都市市税条例の一部を改正する条例（平成24年3月30日京都市条例第42号）
（行財政局税務部税制課）

地方税法の一部改正に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 個人の市民税

(1) 平成25年から、退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額からその10分の1に相当する金額を控除する措置を廃止することとします。（附則第6条関係）

(2) 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例等について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、一定の要件の下、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から同日以後7年（現行3年）を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長することとします。（附則第24条の2関係）

2 市たばこ税

市たばこ税の税率を、平成25年4月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、1,000本につき644円（旧3級品の紙巻たばこに係る税率にあっては、1,000本につき305円）引き上げることとします（注）。（第85条及び附則第17条関係）

注 法人税の税率の引下げその他の法人関係税制の改正により、都道府県に増収が、市町村に減収がそれぞれ生じることとなるため、都道府県のたばこ税と市町村のたばこ税との間で税収の調整を図るものであり、たばこ税全体としての増減はなく、納税者の負担は変わりません。

3 施行期日

上記1(1)の改正は平成25年1月1日から、上記1(2)の改正は公布の日から、上記2の改正は平成25年4月1日から施行することとしました。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第42号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第85条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

附則第6条を次のように改める。

第6条 削除

附則第17条中「2,190円」を「2,495円」に改める。

附則第24条の次に次の1条を加える。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

第24条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項に規定する滅失をいう。)をしたことによりその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(同法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。)をした場合には、附則第18条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第18条の3中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」として、附則第18条の2又は第18条の3の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第28条第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の2第1項の確定申告書を含む。)に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第24条の次に1条を加える改正規定 この条例の公布の日
- (2) 附則第6条の改正規定並びに次条及び附則第4条の規定 平成25年1月1日

(市民税に関する規定の適用区分)

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の京都市市税条例第36条に規定する退職手当等をいう。）に係る同条例附則第6条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する規定の適用区分)

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(その他の経過措置)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(行財政局税務部税制課)